平成２８年（フ）第２２５４号
札幌市東区北24条東16丁目３番７号　パークヒル24―202号
債務者　石山　博士
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１７３号
埼玉県久喜市本町４丁目５番24号
債務者　黒須登喜男
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２９４号
埼玉県新座市栄４－７－３、住民票上の住所埼玉県新座市馬場２丁目５番８号
債務者　眞下　　篤
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第３３号
北海道帯広市西18条南３丁目24番11号　ミワハイツ２号
債務者　宇野　　薫（旧姓高畠）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２８年（フ）第５９７号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番７―703号
債務者　工藤　宏正
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２８年（フ）第２２９５号
札幌市北区北31条西６丁目３番10―1102号
債務者　磯貝　徳一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第３５９号
岐阜県各務原市那加住吉町２丁目62番地１（コーポ杉山203）
債務者　岡崎　智臣
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０４号
埼玉県川口市坂下町１丁目９番17号　アイランドパレスⅠ　202
債務者　村松　雄太
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１４３号
さいたま市中央区本町西４丁目19番13号
債務者　夛田　臣吾
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２１６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区26棟502号
債務者　稲生　良夫
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２５２号
さいたま市北区宮原町１丁目855番地２２―207
債務者　土田　直志
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１０６号
埼玉県草加市苗塚町328番地５　ヒカリハイツⅡ―103号、旧住所埼玉県八潮市緑町５丁目13番地18　ＳＳＳ八潮寮
債務者　澤又　龍一
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２９年（フ）第１２５号
埼玉県八潮市大字南後谷345番地１　ダイアパレス草加ヴィラ・リゾート403号室
債務者　香取　　正
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２９年（フ）第９３号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目２番１号
債務者　林　　拓弥
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第１４２号
大阪府高槻市古曽部町２丁目10番10―608号
債務者　村上　智也
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第２０４号
大阪府守口市南寺方東通１丁目５番８号
債務者　中久保利代子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第２５９号
大阪市浪速区桜川４丁目17番27号　桜Ｒｉｖｅｒテラス　105号
債務者　松田　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部